

宇治田原町地球温暖化防止実行計画（第4期）

令和4年4月 策定

宇治田原町

目 次

第 1 章 基本的事項

1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の目的	2
1-3	計画の位置付け	2
1-4	基準年と計画期間	2
1-5	計画の対象範囲	3
1-6	対象とする温室効果ガスの種類	4
1-7	温室効果ガス排出量の算定方法	4

第 2 章 第 3 期計画の総括

2-1	第 3 期計画実績	5
2-2	第 3 期計画の総括	5
2-3	算定に用いる排出係数の変更	6
2-4	電気事業者別の排出係数について	6

第 3 章 温室効果ガスの削減目標

3-1	温室効果ガス総排出量の削減目標	7
3-2	活動項目ごとの措置	8
3-3	具体的な取組方針	9

第 4 章 計画の推進と点検

4-1	推進体制と点検・評価・見直し	11
4-2	職員に対する研修	11
4-3	公表	11

資料編		12
-----	--	----

第 1 章 基本的事項

1-1 計画策定の背景

地球温暖化問題とは、産業革命以降、人類が化石燃料を大量に消費することに伴い排出される温室効果ガスの濃度が高まり、平均気温や海水面が上昇し、異常気象の増加や産業、生態系に深刻な影響を及ぼすため、早急な対策が求められています。

そうした中、国際的な動きとして 1997（平成 9）年に京都で第 3 回気候変動枠組条約締結国会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。

2015（平成 27）年 12 月にフランスで開催された COP21 では全ての国が参加する公平で実効的な 2020（平成 32）年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

国内政策としては、1999（平成 11）年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が明らかにされました。地方公共団体においては、「事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定する」ことを義務付けています。

また、2021（令和 3）年 6 月、G7 サミットで遅くとも 2050 年までにネット・ゼロ目標を達成するために引き上げた 2030 年目標にコミットすることを確認し、2021（令和 3）年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、積極的な温暖化対策の実施で産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えのもと、2050 年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を目指すとし、その目標に整合する野心的な目標として 2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 46% 削減し、さらに 50% の高みに向けて挑戦することとしています。

本町においても 2007（平成 19）年 4 月に第 1 期となる地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、以降 5 年ごとに第 3 期に至るまで環境負荷の少ない事務・事業の遂行に取り組みました。

そして、第 3 期の実績及び国の動向を考慮し、次の 5 年間の活動計画として第 4 期計画を策定しました。

1-2 計画の目的

本計画は、法第 21 条に基づき、町が事業者として事務・事業を行うにあたり、温室効果ガスの排出抑制に向けて配慮すべき具体的な取組事項を定め、実行することにより、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とする計画です。

1-3 計画の位置付け

本計画は、法第 21 条に規定され、地方自治体（都道府県・市区町村）に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」に該当するもので、上位計画である「宇治田原町環境保全計画」において行政が取り組むべきこととして位置づけられるものです。

1-4 基準年度と計画期間

本計画は、第 3 期計画期間の最終年度である 2021（令和 3）年度を基準年度とし、2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までの 5 年間の計画期間とします。

第 1 期から第 4 期（本計画）の計画期間

2007 平成19年度 第 1 期計画	2011 平成23年度	2012 平成24年度 第 2 期計画	2016 平成28年度	2017 平成29年度 第 3 期計画	2021 令和3年度	2022 令和4年度 第 4 期計画	2026 令和8年度
---------------------------	----------------	---------------------------	----------------	---------------------------	---------------	--------------------------	---------------

1-5 計画の対象範囲

本計画では、指定管理制度導入施設等を除く本町の出先機関を含めた組織や施設における事務・事業を対象とします。

計画対象施設

施設分類	施設名
庁舎	役場（保健センター・子育て支援センター棟含む）
学校	田原小学校、宇治田原小学校、維孝館中学校、学校給食共同調理場
民生施設	町立保育所、田原学童
衛生施設	浄化センター、水道施設（関連施設の合計）
体育施設	運動公園（体育館、トレーニングセンター、グラウンド）
公園	奥山田グラウンドふれあい広場
会館	総合文化センター、まるやま交流館
公用車	公用車、町営バス

1-6 対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象となる温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている6種のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）です。

なお、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）については本町の事業において排出がないため対象外とします。

温室効果ガスの種類

温室効果ガス	温暖化係数	性質	実行計画にかかる発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料や廃棄物の燃焼により発生する代表的な温室効果ガス	電気の使用、ガスや灯油の燃焼、公用車燃料（ガソリン・軽油）
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分	公用車の走行、汚水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	窒素酸化物の中で最も安定	公用車の走行、汚水処理
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430	温室効果が非常に高い	カーエアコンの冷媒

※温暖化係数とは二酸化炭素を1とした場合の温室効果の程度

※HFCは多数の物質群の総称ですが、本計画においては1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）とします。

1-7 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、エネルギー使用量等の「活動量」に項目ごとに規定された「排出係数」を乗じて算定し、二酸化炭素以外の温室効果ガスについてはさらに「温暖化係数」を乗じることで二酸化炭素排出量に換算した排出量を算定します。

温室効果ガス排出量の算定方法

$$\text{活動量} \times \text{排出係数} (\times \text{温暖化係数 (CO}_2\text{以外)}) = \text{排出量 (CO}_2\text{換算)}$$

温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）」において、活動内容や温室効果ガス別に定められており、2010（平成22）年に改定されています。また、電気事業者から供給を受ける電力に関しては、電気事業者ごとの係数を国が公表しています。

本計画における温室効果ガス排出量の算定は、施行令に規定された排出係数（供給を受ける電力については国が公表するもの）を使用します。

第2章 第3期計画の総括

2-1 第3期計画実績

第3期計画期間の基準値、目標値、実績は以下のとおりです。

	単位	基準値	目標値	実績値	増減率	達成
		2016(平成28)年度	2021(令和3)年度	2021(令和3)年度		
温室効果ガス総排出量	t-CO2	2,589	2,408	1,998	-22.8%	○
OA用紙使用量	枚	3,612,168	3,000,000以下	3,293,569	-8.8%	×
電気使用量	kwh	4,400,131	3,946,093	4,761,135	8.2%	×
水道使用量	m ³	28,714	27,278	23,681	-17.5%	○
ガス使用量	m ³	26,661	21,296	51,437	92.9%	×
灯油使用量	ℓ	29,321	24,080	9,170	-68.7%	○
公用車の燃料使用量	ℓ	30,246	28,038	26,472	-12.5%	○
一般廃棄物排出量	kg	22,349	18,773	20,397	-8.7%	×
グリーン購入率	%	86.3	90以上	94.0		○

2-2 第3期計画の総括

第3期計画期間中には、事務事業に係るエネルギー等使用環境の大きな変化がありました。

2020（令和2）年7月に役場庁舎、保健センター、子育て支援センターが移転し、施設規模が拡大したことや冷暖房に都市ガスを使用したことによりエネルギーの使用量が増加しました。また、温室効果ガス排出量の算定には影響しないものの、OA用紙使用量や一般廃棄物排出量についても目標には及びませんでした。

しかし、温室効果ガス排出量は基準値と比較し22.8%削減され、削減目標を

達成することができました。これは、温室効果ガス排出量の算定方法を変更したためです。

2-3 算定に用いる排出係数の変更

第3期計画の策定までは、2010（平成22）年に改定される前の排出係数により温室効果ガス排出量を算定してきました。この方法では、2007（平成19）年度からの第1期計画以降の活動量の増減に伴う排出量を比較することが容易であった一方、排出量の実態から乖離するおそれがありました。

そこで、本計画からは施行令に規定する排出係数及び国が公表する電力の供給に関する排出係数により算定し、過去の実績についても改めて算定することで、実態に沿った排出量を把握し、基準値及び目標値を設定します。（排出係数の推移等については資料編参照）

2-4 電気事業者別の排出係数について

電力を供給する電気事業者は、国が定めた方法により事業者別排出係数を算定して国に報告し、毎年国が公表しています。排出係数は電気事業者が小売りした電気の発電に伴い排出した二酸化炭素排出量（実排出量）と販売した電力量から算定するため、東日本大震災で原発が停止した際は排出係数が増加し、その後の再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により減少しています。

事業者別排出係数は前年度の実績をもとに毎年12月に公表され、その年度の排出量算定に用います。


第3章 目標と項目ごとの措置

3-1 温室効果ガス総排出量の削減目標

第4期計画期間となる本計画では、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の目標を以下のとおり設定します。

2021（令和3）年度を基準年とし、計画期間最終年度の2026（令和8）年度までに基準年の排出量から15%削減することを目指す

本計画削減目標と国温暖化対策計画削減目標の比較

本計画	2021 (R3)			2026 (R8)			
	基準値			目標	削減率		
	1,998			1,699	-15.0%		
国温暖化対策計画による削減率	2013 (H25)	2021 (R3)		2026 (R8)		2030 (R12)	
	基準値	実績	削減率	目標	削減率	目標	削減率
	2,717	1,998	-26.5%	1,699	-37.5%	1,467	-46.0%

国の温暖化対策計画では、2013（平成25）年度を基準に、2030（令和12）年度で46%削減することを目指しています。

2021（令和3）年度時点で2013（平成25）年度比26.5%削減されているため、本計画の削減目標は2021（令和3）年度より15%削減（2013（平成25）年度比37.5%削減）することとします。

3-2 活動項目ごとの措置

温室効果ガス総排出量に占める二酸化炭素の割合は9割以上を占め、さらにその中で電力に伴う排出量が8割以上を占めていることから（資料編参照）、排出量の削減には電力の使用量を削減することが最も有効な手段といえます。

そこで、本計画では、電力の使用量については具体的な削減目標を設定するものとし、その他の温室効果ガス排出量算定にかかる項目については、基準値より極端に増加しないよう努めます。

項目別の目標設定

	活動項目	単位	基準値 2021(R3)	2026(R8)における目標
温室 効果 ガス 算定 対象	ガソリン	L	10,364	極端な増加を防止する
	灯油	L	9,170	極端な増加を防止する
	軽油	L	16,108	極端な増加を防止する
	液化石油ガス(LPG)	kg	27,577	極端な増加を防止する
	都市ガス	Nm ³	23,860	極端な増加を防止する
	電気使用	kwh	4,761,135	4,046,965kwh(15%削減)以下に削減
その他	OA用紙使用量	枚	3,293,569	さらなる削減を目指す
	水道使用量	m ³	23,681	極端な増加を防止する
	一般廃棄物排出量	t	20,397	さらなる削減を目指す
	グリーン購入率	%	94.0	90%以上を維持する

ここで設定した削減目標は2018(平成30)年度に中間見直しを行った「宇治田原町第2期環境保全計画」の目標数値とは異なりますが、同計画は2023(令和5)年度で改定する予定となっており、その中で本計画との整合性を図るものとしします。

3-3 具体的な取組方針

温室効果ガス排出量などの削減目標達成を目指し、下記の具体的な取組を推進します。本町では職員の中から「エコ職場推進責任者」を選任し、毎月の使用量の記録・報告や問題点の改善を行います。

1. 省エネルギー化

(1) 電気使用量の削減

- ① ノー残業デーの実施
(夏季、冬季期間においては節電実行計画等に基づき実施日を拡大)
- ② 照明管理
 - ・ 使用しない部屋やスペースの消灯を徹底する
 - ・ 夜間の会議開催については、出来る限り回避する
- ③ O A 機器及びその他の電力機器の管理
 - ・ 不必要時の電源OFF・スリープに努める
 - ・ 作成した書類は画面で内容確認を徹底し、無駄な印刷を避ける
 - ・ 業務に関係のない機器を電源に接続しない
- ④ 空調管理
 - ・ 夏季、冬季においては節電実行計画等に基づいた適正な温度の維持に努める
- ⑤ エコスタイルキャンペーン実施
 - ・ ノーネクタイ、ノー上着の軽装勤務を推奨する(夏季)
 - ・ 低温度に対応できるよう厚着勤務を推奨する(冬季)
- ⑥ 古い電気機器や照明器具を計画的に省エネ型に更新する

(2) ガス・灯油使用量の削減

- ① ノー残業デーの実施
 - ・ 夏季、冬季においては節電実行計画等に基づき実施日を拡大
- ② 機器の更新時は、省エネ型の機種選定に努める

(3) 公用車の燃料使用量の削減

- ① 経済走行(エコドライブ)に努める
 - ・ 急発進、急加速、不要なアイドリングを自粛する
- ② 公務出張等では公共交通機関を積極的に利用する
- ③ 公用車の更新時は、低燃費規格に適合した車種を選定する

- ④ Web 会議を活用し不要な出張を抑制する

2. 省資源化

(1) O A用紙使用量の削減

- ① 両面コピーの徹底や、縮小コピーの効果的使用を図る
- ② 庁内回覧文書等は必要最低限とし、庁内LAN等を活用する
- ③ 原稿内容の確認徹底によりミスプリントを予防する
- ④ 受信したメール本文や添付文書は必要性を吟味したうえでプリントする
- ⑤ 印刷物の作成は最低限度とし、必要に応じて町HPでのダウンロードデータとして公開する
- ⑥ 在庫管理を徹底し、過剰な在庫を抱えないようにする

(2) 水道使用量の削減

- ① 手洗いや清掃等における節水を徹底する
- ② 毎月の使用量に注意し漏水を発見次第、早期に修繕する

(3) グリーン購入の推進

- ① 物品等を購入する際には、環境配慮製品を優先的に購入する

3. ごみの削減

(1) 一般廃棄物排出量の削減

- ① 分別を徹底し、資源化を促進することで処分されるごみを削減する
- ② 紙ゴミ（通常、機密）のリサイクルを徹底する

第4章 計画の推進と点検

4-1 推進体制と点検・評価・見直し

実行計画の推進・点検・評価・見直しにあたっては、全職員に対し環境管理責任者及び環境事務担当者から適時必要な情報を提供するとともに、エコ職場推進責任者は毎月の実績値を速やかに報告、異常値の疑いをもたれるものについては原因の調査、対策の構築等により、対象項目の実績値管理を行います（環境マネジメント）。

また、各課それぞれの実践的な取り組みについては、エコ職場推進責任者の責務において実行していくこととし、課員に対しても省エネルギー、省資源に対する実践を促します。

4-2 職員に対する研修

実行計画の目標達成のため、職員一人ひとりが地球環境問題の重要性を認識し、行動する必要があるため、職員研修を実施する他、機会あるごとに環境に関する情報の提供を行います。

4-3 公表

実行計画の進捗状況については、町ホームページ等を通じて毎年公表するものとします。

資 料 編

温室効果ガス排出量算定にかかる排出係数（電力を除く）

			改定前	改定後	単位
燃料の使用	ガソリン	C02	0.002320	0.002320	tC02/L
	灯油	C02	0.002489	0.002490	tC02/L
	軽油	C02	0.002619	0.002580	tC02/L
	L P G	C02	0.006001	0.003000	tC02/kg
	都市ガス	C02	0.001959	0.002230	tC02/Nm3
ガソリン車 走行距離	普通・小型	CH4	0.00000011	0.00000010	tCH4/km
		N2O	0.00000030	0.00000029	tN02/km
	軽自動車	CH4	0.00000011	0.00000010	tCH4/km
		N2O	0.00000022	0.00000022	tN02/km
	特殊用途車	CH4	0.00000035	0.00000035	tCH4/km
		N2O	0.00000038	0.00000035	tN02/km
軽油車 走行距離	普通・小型	CH4	0.00000002	0.00000002	tCH4/km
		N2O	0.00000007	0.00000007	tN02/km
	普通貨物	CH4	0.00000015	0.00000015	tCH4/km
		N2O	0.00000025	0.00000014	tN02/km
	小型貨物	CH4	0.00000008	0.00000008	tCH4/km
		N2O	0.00000025	0.00000009	tN02/km
	特殊用途車	CH4	0.00000013	0.00000013	tCH4/km
		N2O	0.00000025	0.00000025	tN02/km
	バス	CH4	0.00000017	0.00000017	tCH4/km
		N2O	0.00000025	0.00000025	tN02/km
封入カーエアコン		HFC	0.0150000	0.0000025	kg-HFC/台
下水処理（週末処理）		CH4	0.00000088	0.00000088	tCH4/m3
		N2O	0.00000016	0.00000016	tN20/m3
浄化槽		CH4	0.00046	0.00110	tCH4/人
		N2O	0.000022	0.000026	tN20/人

国が公表する電気事業者別排出係数（関西電力） 単位：kg-C02/kwh

実績年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
算定年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
排出係数	0.509	0.509	0.435	0.352	0.340	0.362

電力以外の排出係数は、2010（平成 22）年度に改定された。従来、本町の計画では改定前の係数により算定していたが、活動量の増減が反映されやすい反面、排出量の実態と乖離する可能性がある。電力に関する排出係数は、電気事業者が前年度実績に基づき算定し報告した数値を国が電気事業者別に公表しており、こちらについても従来は同じ係数を固定し使用していた。本町が電力の供給を受けている関西電力では、2009（平成 21）年度分が 0.294kg-CO₂/kwh まで下がったものの、2014（平成 26）年度分で 0.531 kg-CO₂/kwh に上昇。2020（令和 2）年度分では 0.362 kg-CO₂/kwh となっている。係数の変化は震災による原発の停止や再稼働などが影響している。

同じ 1,000kwh の電力を使用しても、排出係数が 0.531 と 0.362 では温室効果ガス排出量が 152kg-CO₂ 増減する。

電力使用量と変動・固定係数で算定した排出量

	電気使用量 (kwh)	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	H28固定の場合	差
2016 (H28)	4,400,131	0.509	2,240	2,240	0
2017 (H29)	4,341,368	0.509	2,210	2,210	0
2018 (H30)	4,350,723	0.435	1,893	2,215	322
2019 (R1)	4,325,554	0.352	1,523	2,202	679
2020 (R2)	4,661,100	0.340	1,585	2,372	788
2021 (R3)	4,761,135	0.362	1,724	2,423	700
増減率	8.2%		-23.0%	8.2%	

第 3 期計画期間の電力使用量にかかる排出量だけを見ても、上の表のように電力使用量は 2021（令和 3）年度実績で 2016（平成 28）年度から 361,004kwh、8.2%増加したにもかかわらず、変動する排出係数により算定した排出量は逆に 23%減少している。

項目別温室効果ガス排出量（2021（令和3）年度） 単位：t-CO2

項目		CO2	CH4	N02	HFC	合計	割合
燃料使用	ガソリン	24.044				24.044	1.2%
	灯油	22.833				22.833	1.1%
	軽油	41.559				41.559	2.1%
	液化石油ガス（LPG）	82.731				82.731	4.0%
	都市ガス	53.208				53.208	2.7%
電気使用		1,723.531				1,723.531	86.4%
自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	0.0067	0.2307		0.2374	0.012%
		軽自動車	0.0179	0.4703		0.4882	0.024%
		特殊用途車	0.0110	0.1314		0.1424	0.007%
	軽油	普通貨物車	0.0033	0.0367		0.0400	0.002%
		小型貨物車	0.0001	0.0018		0.0020	0.000%
		特殊用途車	0.0076	0.1735		0.1811	0.009%
		バス	0.0313	0.5484		0.5796	0.029%
HFC-134a封入カーエアコンの使用					0.0001	0.0001	0.00001%
下水処理（終末処理場）			15.230	33.008		48.238	2.413%
浄化槽処理			0.275	0.077		0.352	0.018%
合計		1,947.906	15.583	34.678	0.00011	1,998.167	

※CO2以外の排出量は温暖化係数を乗じた数値

温室効果ガス別排出量及び割合（2021（令和3）年度） 単位：t-CO2

	実排出量	温暖化係数	CO2換算	割合
CO2	1,947.91	1	1,947.91	97.48%
CH4	0.62	25	15.58	0.78%
N02	0.12	298	34.68	1.74%
HFC	0.00000008	1,430	0.0001144	0.000006%
合計			1,998.17	100.00%

※総排出量中、CO2が9割以上を占める

活動項目別CO2排出量及び割合（2021（令和3）年度） 単位：t

	ガソリン	灯油	軽油	LPG	都市ガス	電力	合計
排出量(t)	24.04	22.83	41.56	82.73	53.21	1,723.53	1,947.91
割合	1.23%	1.17%	2.13%	4.25%	2.73%	88.48%	100.00%

※電力の使用に伴う排出量が全体の8割以上を占める

温室効果ガス算定にかかる活動項目ごとの活動量

活動項目		単位	2016 (H28)	2021 (R3)	増減率
燃料の使用	ガソリン（公用車）	L	12,417	10,364	-16.54%
	灯油	L	29,321	9,170	-68.73%
	軽油（公用車）	L	17,829	16,108	-9.65%
	液化石油ガス（LPG）	kg	52,361	27,577	-47.33%
	都市ガス	Nm3		23,860	
他人から供給された電気の使用		kWh	4,400,131	4,761,135	8.20%
公用車の走行（ガソリン）		km	135,022	111,029	-17.77%
公用車の走行（軽油）		km	110,780	106,376	-3.98%
自動車エアコンディショナー使用台数		台	34	32	-5.88%
終末処理場における下水等の処理量		m3	516,621	692,280	34.00%
浄化槽による処理対象人数（町施設）		人	200	10	-95.00%

※下水道の普及が進むことで終末処理量が増加する一方で、計画対象施設の下水道切り替えが進み、浄化槽の処理対象人数は減少している。

※電気使用量、下水等処理量以外は基準年と比較し減少している。

電気や都市ガスの使用量は役場庁舎の移転により増加しているが、温室効果ガス総排出量は2021（令和3）年度時点で2013（平成25）年度より26.5%減少しており、第3期計画策定時に参考としていた当時の国の削減目標（2030年度で2013年度比26%削減）を達成していることになる。

温室効果ガス総排出量及び新旧国の削減計画との比較

	総排出量	国計画（旧）	国計画（新）
2013 (H25)	2,717	2,717	2,717
2016 (H28)	2,589		
2017 (H29)	2,233		
2018 (H30)	1,896		
2019 (R1)	1,811		
2020 (R2)	1,916		
2021 (R3)	1,998	▲26%	▲46%
2022 (R4)			
	▲15%	達成済	
2026 (R8)	1,699		
	▲13.7%		
2030 (R12)	1,467	2,011	1,467

現在の国の削減計画は温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度時点で 2013（平成 25）年度比 46%削減するものであり、本町計画の 2013（平成 25）年度実績である 2,717t-CO2 から 46%削減する場合、2030（令和 12）年度の削減目標は 1,467 t-CO2 となる。

2021（令和 3）年度時点の排出量は 1,998 t-CO2 で、22.8%削減されていることになる。そこから 1,467 t-CO2 まで削減する場合は 9 年間でさらに 26.6%削減する必要がある、5 年後の第 4 期計画期間最終年度（2026（令和 8）年度）の目標は 15%削減の 1,699t-CO2 とする。

これまでの実績から、総排出量が削減された大きな要因は電力にかかる排出係数が下がったことにあり、排出量の大部分を占める電力について、排出係数がより少ない電気事業者から供給を受けることは有効な手段といえる。

第 3 期計画実績（温室効果ガス排出量算定対象外）

	OA用紙使用量	水道使用量	一般廃棄物排出量	グリーン購入率
	枚	m ³	kg	%
2016(平成28)年度	3,612,168	28,714	22,349	86.3
2017(平成29)年度	3,429,998	29,448	21,316	84.9
2018(平成30)年度	3,470,477	29,837	23,972	83.2
2019(令和元)年度	3,376,013	30,143	19,058	89.0
2020(令和2)年度	3,592,280	24,946	18,341	93.0
2021(令和3)年度	3,293,569	23,681	20,397	94.0
増減	▲ 318,599	▲ 5,033	▲ 1,952	8
増減率	-8.8%	-17.5%	-8.7%	
目標設定	300万枚以下	27,278	18,773	90%以上

温室効果ガス排出量の算定には関りはないものの、第 3 期計画では、その他の環境活動項目を設定した。

OA用紙使用量は期間中に 300 万枚以下に削減することを目指し、最終的には 30 万枚以上削減されたものの、目標には及んでいない。一方で、水道使用量は住民プールの休止等により減少、グリーン購入率も目標の 90%以上を達成した。一般廃棄物排出量は 2020（令和 2）年度にいったん目標値を達成したが、最終年度は再び増加した。

なお、廃棄物の処理も温室効果ガス排出の要因となるが、本町では、3 市 3 町で構成する一部事務組合「城南衛生管理組合」で一般廃棄物の処理を行っているため、本計画における排出量算定からは除外している。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項